

平成30年4月1日から

## 大分県犯罪被害者等支援条例

### が施行されました

大分県では、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、受けた被害の早期回復・軽減、生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、「大分県犯罪被害者等支援条例」を制定し、平成30年4月1日から施行しました。



#### 条例の概要

本条例では、第1章においては、総則(条例の目的、定義、基本理念、県・県民等の責務、市町村の役割、連携体制の整備等)を定め、第2章においては、経済的負担の軽減や日常生活の支援等の基本的施策を定めています。

全国都道府県  
で初めて

#### 条例の特徴

##### ① 二次的被害の防止について明文的に規定

本条例においては、「二次的被害」を、「犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害」と定義し、県民や事業者の責務において「二次的被害が生じることのないよう十分配慮する」ことを求めるとともに、県民の理解の増進や人材の育成等において、二次的被害の防止等に係る必要な施策を講ずる旨を定めています。

##### ② 県と市町村との連携協力について規定

市町村は、住民に最も身近な自治体であり、一次的な相談窓口や各種の保健・医療・福祉制度の実施主体として重要な役割を担うことが期待されています。

こうしたことから、県は、条例制定を機として、市町村との適切な役割分担を図りつつ、市町村に対する情報提供や助言等を行い、また、支援施策の策定・実施等においても連携・協力し、犯罪被害者等の支援を推進していきます。

#### 今後の犯罪被害者等支援施策

本条例に規定した基本的施策を着実に実行していくため、被害者等の支援に係る理解の増進、支援体制の整備及び被害者等の負担の軽減を図っていきます。

具体的には、以下のとおりです。

##### ① 県民等の理解の増進

条例の概要や二次的被害の防止に関する啓発用パンフレットの作成、シンポジウムの開催及び関係機関の職員に対する二次的被害の防止に関する研修等を実施します。

##### ② 関係機関との連携強化

支援関係機関からなるネットワーク会議を立ち上げるとともに、市町村からの相談対応等を行う支援コーディネーターを配置します。

##### ③ 経済的負担の軽減、寄り添い支援

県と市町村との連携による見舞金制度の実施や支援ノート作成・交付等を行います。

大分県では、誰もが安心して暮らすことができるような社会の実現のため、本条例を活かし、市町村や関係機関・団体と一体となって、犯罪被害者等支援に取り組んでいくこととしています。

### アイネスの貸し会議室 ご案内

アイネス(大分県消費生活・男女共同参画プラザ)では、有料で会議室の貸し出しをしています。30人規模の小会議室～150人規模の大会議室まで各種会議室があります。

お問い合わせは **TEL 097-534-2062**

#### ◎会議室使用料 (通常)

(単位:円)

施設名	9時～12時	13時～17時	18時～21時
大会議室	8,000	10,700	8,000
(半面)	4,000	5,350	4,000
小会議室	1,400	1,850	1,400
和会議室	1,400	1,850	1,400

#### ※ご注意ください

1. 企業等、営利を目的とする団体が利用する場合は、通常の2倍の使用料をいただきます。(ただし、会場で消費者等を対象とした商品の宣伝・販売等を行うことはできません。)
2. 上記利用料には冷暖房費を含みます。

# 消費生活班

消費者トラブルは高齢者や若者だけでなく、すべての年代で発生しています。気軽に相談できる窓口対応や消費生活についての情報提供のほか、無料の出前講座なども行っています。

また、悪質事業者に関する情報を収集し、必要に応じて指導を行うなど、消費者被害の拡大防止に努めています。



## 大分県消費生活センター

**消費生活センターは匿名で相談できます。ひとまず落ち着いて相談を!!**

◎ご相談は、電話(専用電話あり)または来所により受け付けています。お気軽にご相談下さい。

相談専用電話 ☎ **097-534-0999**

所在地 大分市東春日町1番1号

\*県内すべての市町村に消費生活センター等の相談窓口が設置されています。

相談時間 \*祝日・休日を除きます。

月～金曜日 **9:00～17:30**

特別相談 \*第3・年末日曜日を除きます。

日曜日 **13:00～16:00**



## 消費者教育・啓発活動

### 出前講座(講師派遣)

毎日のお買い物で社会を変えられることができる!? 消費生活の基礎から悪質商法から身を守る方法まで、さまざまな要望に応じた出前講座を実施しています。小・中・高校、大学、専門学校などの学校や企業、地域の高齢者サロンなどに講師を無料で派遣しますので、お気軽にお申し込み下さい。



問い合わせ  
申し込み先 **TEL 097-534-2038**



### 夏休み講座

子どもたちに、楽しみながら消費について考えてもらいます。小学校の夏休み期間に開催予定です。

### 情報提供

新聞やメールマガジン、チラシ等を活用して、消費者から寄せられた相談や商品等に関する情報などを参考に、悪質商法の手口や重大製品事故情報、暮らしに役立つタイムリーな情報等を提供します。

メールマガジンの配信を希望される方は、「お名前、メールアドレス、お住まいの市町村、PC版・携帯版の別」を記載したメールを、次のアドレスまで送ってください。

[iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp)



## その他

### ●消費者問題の法律に強くなる講座(6～7月)

消費生活に関する法令講習を開催します。消費生活相談員の資格取得を目指す方の基礎学習にも最適です。参加料・資料代はかかりません。

### ●消費生活相談員資格取得支援講座(7～9月)

論文の書き方、模擬試験など国家資格である消費生活相談員の試験対策講座です。受講は無料です。

問い合わせ先 **097-534-2038**

### ●安全・安心まちづくりの推進

自主防犯ボランティアとの協働による研修会等を開催し、防犯意識の高揚を図っています。子ども達による地域安全マップ作成や啓発チラシなどの配布、「まもめーる」の登録促進等、子どもの安全対策を推進します。

「まもめーる」アプリは、アンドロイドの場合はGoogle Playストアアプリを、iPhoneの場合はアップルストアを起動し、入力欄にひらがなで「まもめーる」と入力、スライドしてインストールしてください。声かけ事業発生場所なども地図上で見られます!

# 参画 推進班

男女共同参画社会の実現に向け、家庭、地域、職場など社会のあらゆる場面における固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深めるための講座や啓発事業等を行っています。

また、女性の就労や能力開発を支援し、女性の活躍促進や男女が共に働きやすい社会の実現を図るための取り組みを行っています。

さらに、DV被害者の相談や自立支援等を行うとともに、性暴力被害に関する支援事業も行っていきます。

## 女性の活躍推進事業

- 1 「女性活躍推進宣言」募集** 企業や団体が、女性が働きやすい職場づくりや環境整備など、それぞれの状況に応じた目標を宣言し、目標達成に取り組むよう働きかけを行っています。宣言作成のアドバイス等を行うため、アドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。
- 2 女性活躍推進セミナー** 現在、管理職である女性や管理職を目指す女性を対象にしたスキルアップ、ネットワークづくりのためのセミナーを実施します。
- 3 働きたい女性のための託児サービス** 結婚や育児、介護等でいったん家庭に入られた女性が、求職活動や面接・試験、就職関連のセミナーなどに参加する際、無料の一時託児を実施しています。（1歳以上就学前まで）

## 講座・啓発事業

お問い合わせ・申し込み アイネス参画推進班 ☎ 097-534-2039

- 1 講座・セミナーの開催（講師派遣）**
  - 男女共同参画地域・企業・若年者・団塊向け啓発講座
  - DV防止啓発研修 ●デートDV防止セミナー

## 2 アイネス男女共同参画フェスタ2018

「男女共同参画週間」(6月23日～29日)行事として、講演会やワークショップ、パネル展示のほか、参加型のイベント等を行います。

今年度は6月17日(日)に、料理研究家の枝元なほみさんの「食」で出会った大切なこと～今!! 変わろう、人生の豊かさを感じて～」と題した講演会を行います。



料理研究家  
枝元なほみさん

- 3 女性が輝くエンパワメントセミナー** 大分の女性たちを元気にする少人数のセミナーを随時開催します。身近で多様なテーマをとりあげ、女性たちのニーズに応えます。
- 4 女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン** 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)

## 各種相談

様々な問題や悩みを解決するための助言や情報提供などを行っています。●相談時間／9時～16時30分(月～金) ※土日祝、年末年始は除きます

女性総合相談(DVや夫婦関係等)

☎ 097-534-8874

男性総合相談(仕事や夫婦関係等)

☎ 097-534-8614

県民相談(生活一般・人間関係等)

☎ 097-534-9291

性暴力被害にあわれた方の相談は「おおいた性暴力救援センター・すみれ」へ

☎ 097-532-0330

※土日祝、年末年始を除く9時～20時

# 県民活動 支援室

## NPO 法人認証、設立のご案内



当室では、大分県内に主たる事務所を置くNPO法人の認証等の事務を担当します。

### NPO法人の メリットは？

- ① 活動内容や決算書類に透明性が求められることから、社会的信用を高めることができます。
- ② NPO法人が行う事業のうち、税法上の収益事業に該当する事業のみ、法人税が課税されます。
- ③ 法人設立登記の登録免許税や定款認証手数料は不要ですので、法人設立に費用はかかりません。また、法人設立後の変更登記も無料です。

NPO法人には、NPO法や関係法令、または定款で規定された多くの義務も生じます。まずはお気軽に当室へご相談ください。

☎ 097-534-2052

NPO法人設立の流れは、次のとおりです。

NPO法人の設立要件や具体的な申請手続きについて説明を受けます。

法人設立の認証申請書類を作成し、県に提出します。

県は、審査の後、申請書を受理します。

県は申請書の受理から1カ月間の縦覧を行い、その後2カ月以内に認証、不認証を決定。認証の場合は、申請者に対し、認証書が交付されます。

申請者は、法務局で法人設立の登記を行います。

登記が完了することにより、法人設立も完了です。

### NPO法人の みなさまへ

## 事業報告書等の提出はお済みですか？

提出する書類	提出部数
①事業報告書等提出書(第8号様式)	1部
②事業報告書 ③財産目録 ④貸借対照表 ⑤活動計算書(特定非営利活動に係る事業のみ) ⑥役員名簿 ⑦社員のうち10人以上の者の名簿	各2部

NPO法人は、毎事業年度終了後、**3カ月以内**に事業報告書等を大分県に提出しなければいけません。

(例：3月末が事業年度終了の場合は、6月末までに提出)

事業年度が終了したら、総会を開催し、前事業年度の決算報告をして、期限内に事業報告書等を提出してください。

※書類の様式は、以下の県のホームページからダウンロードできます。

「法人の管理・運営について」<http://www.pref.oita.jp/site/123/kanriunei.html>

## おおいたボランティア・NPOセンターのご案内

NPOと企業や県民のみなさん、行政などとの出会いの機会を作ったり、NPOの活性化や基盤強化を支援する「おおいたボランティア・NPOセンター」を**公益財団法人おおいた共創基金**に委託して運営しています。お気軽にお立ち寄りください。

住所／大分県大分市大津町2丁目1-41(大分県総合社会福祉会館2階) 問い合わせ／TEL:097-555-9770



NPO等を対象に、次のようなサービスがあります。

### 各種講座の開催

NPOのステップに合わせた講座とNPOに関わりのあるテーマのセミナーを開催します。

### 相談窓口

NPO法人の運営・会計・労務・広報に関すること、運営アドバイザー派遣について、助成金の情報提供や「おんぼ」での情報発信について等の相談をお受けします。

### 運営のアドバイザーの派遣

NPO法人の会計・労務・税務の相談、IT関係でお悩みの団体へ専門家を派遣します。

### 情報の提供・発信

メルマガ「週イチくん」でNPOに関するお得で新しい情報をお届けしています。また、お寄せいただいた情報も配信し、みなさまに情報提供いたします。ご登録は「おんぼ」から。ご利用は無料です。

## 大分県消費生活・男女共同参画プラザ [アイネス]

〒870-0037 大分市東春日町1-1 NS大分ビル1F  
ホームページ：<http://pref.oita.jp/soshiki/13040/>

TEL：097-534-4034(代表) FAX：097-534-0684  
Eメール：[a13040@pref.oita.lg.jp](mailto:a13040@pref.oita.lg.jp)

アイネスや「アイネスホット通信」に関するご意見・ご感想をお寄せください。